

政令第二百十四号

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第五十四号）附則第一条第一項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第一項第二号に掲げる規定の施行期日は、令和二年八月二十八日とする。